

特定動物（毒ヘビ）の無許可飼養事件について

（ 事 務 連 絡 ）
平成 2 0 年 1 1 月 7 日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から
各都道府県・指定都市動物愛護管理主管課（室）長あて

日頃より、動物愛護管理行政の推進に格段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、マスコミ等で報道されたとおり、本年8月27日、特定動物である毒ヘビ51匹を無許可で飼育していた東京都居住の男性が、さらに9月26日、毒ヘビを販売した都内のペットショップ経営者が、警視庁によって、動物愛護管理法違反で逮捕・送致されたところです。

警察庁によりますと、その後もペットショップからの毒ヘビの販売先を確認するなど、捜査は続いており、今後、都道府県警察本部から、動物愛護管理担当課あてに飼養許可の照会等の依頼がなされる可能性がありますので、お知らせします。

なお、上記事案に限らず、毒ヘビをはじめとする特定動物が無許可で飼養されることのないよう、また、飼養許可者において適正な飼養管理がなされるよう、検査・指導等を徹底するようよろしくお願いいたします。